

平成27年第5回尾鷲市議会臨時会会議録

平成27年8月11日（火曜日）

---

○議事日程（第1号）

平成27年8月11日（火）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第44号 平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第 4 議案第45号 平成27年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について  
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 5 議案第44号 平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第 6 議案第45号 平成27年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について  
（委員長報告、質疑、討論、採決）

○出席議員（13名）

1番 真井紀夫 議員	2番 内山花静 議員
3番 中平隆夫 議員	4番 田中勲 議員
5番 小川公明 議員	6番 濱中佳芳子 議員
7番 三鬼和昭 議員	8番 南靖久 議員
9番 榎本隆吉 議員	10番 高村泰徳 議員
11番 奥田尚佳 議員	12番 三鬼孝之 議員
13番 村田幸隆 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	林 幸 喜 君
会計管理者兼出納室長	川 口 清 君
市 長 公 室 長	北 村 琢 磨 君
総 務 課 長	下 村 新 吾 君
財 政 課 長	宇 利 崇 君
防 災 危 機 管 理 室 長	大 和 勝 浩 君
税 務 課 長	大 川 勝 之 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	濱 田 一 志 君
福 祉 保 健 課 長	三 鬼 望 君
環 境 課 長	仲 浩 紀 君
水産商工食のまち課長	野 地 敬 史 君
木のまち推進課長	内 山 真 杉 君
建設課長補佐兼総務用地係長	吉 沢 道 夫 君
水 道 部 長	尾 上 廣 宣 君
尾鷲総合病院事務長	内 山 洋 輔 君
尾鷲総合病院総務課長兼医事課長	竹 平 專 作 君
教 育 委 員 長	上 岡 雄 児 君
教 育 長	二 村 直 司 君
教育委員会教育総務課長	佐 野 憲 司 君
教育委員会生涯学習課長	芝 山 有 朋 君
教育委員会学校教育担当調整監	山 本 樹 君
監 査 委 員	千 種 伯 行 君
監 査 委 員 事 務 局 長	深 瀬 由 佳 子 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	内 山 雅 善
事務局次長兼議事・調査係長	岩 本 功
議 事 ・ 調 査 係 書 記	松 永 佳 久

〔開会 午前 9時59分〕

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより平成27年第5回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、平成27年第5回臨時会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

今回の臨時会には、相次いで提出された、本市を被告とする国家賠償法に基づく損害賠償を求める訴訟に対する弁護士費用を早急に予算計上する必要性が生じたことから、議案第44号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」及び議案第45号「平成27年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」の2議案を提出させていただきました。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、6番、濱中佳芳子議員、7番、三鬼和昭議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日だけにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1

日間と決定をいたしました。

次に、日程第3、議案第44号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」から日程第4、議案第45号「平成27年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの計2議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました2議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、今回提案しております議案第44号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」及び議案第45号「平成27年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」につきまして御説明いたします。

議案第44号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」につきましては、去る7月29日の第3回臨時会において否決された議案でございますが、本裁判に的確に対応する必要があり、また、職員が裁判等の対応に迫られた場合、それに伴う業務量の増大により、担当課の業務に支障を来すおそれがございます。

本議案の上程につきましては、裁判結果において、私も進退をかける覚悟で再提出をさせていただくものであります。

それでは、お手元に配付の平成27年度尾鷲市一般会計補正予算書（第3号）及び予算説明書の1ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を96億7,746万4,000円とするものであります。

歳入について御説明いたします。

8ページ、9ページをごらんください。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、今回の補正財源として24万4,000円を繰り入れるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページ、11ページをごらんください。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費は、24万4,000円の追加でご

ございます。これは、国家賠償法第1条第1項の規定に基づき、慰謝料等請求事件の訴状が提出されたことに伴う弁護士費用でございます。

続きまして、議案第45号「平成27年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」、御説明いたします。

お手元に配付の平成27年度尾鷲市水道事業会計補正予算書（第1号）及び予算説明書の2ページをごらんください。

収益的収入及び支出において、1款水道事業費用、1項営業費用、5目総係費は、232万7,000円の追加でございます。これは、国家賠償法第1条第1項の規定に基づき、損害賠償請求事件の訴状が新たに提出されたことに伴う弁護士費用でございます。

次に、2項営業外費用、4目消費税及び地方消費税は、17万2,000円の減額でございます。これは、営業費用の増額に伴う消費税納付額の減額でございます。

以上をもちまして、議案第44号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」及び議案第45号「平成27年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」の2議案についての御説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

御質疑、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております2議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩し、付託をされました議案を審査していただくため、第二・第

三委員会室において予算決算常任委員会を開催していただきますので、よろしく  
お願いをいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

〔休憩 午前 10 時 07 分〕

〔再開 午後 0 時 00 分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 5、議案第 44 号「平成 27 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決について」から日程第 6、議案第 45 号「平成 27 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 1 号）の議決について」までの計 2 議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査を願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会、奥田尚佳委員長。

〔11 番（奥田尚佳議員）登壇〕

11 番（奥田尚佳議員） 私ども予算決算常任委員会へ付託されました議案第 44 号「平成 27 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決について」、議案第 45 号「平成 27 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 1 号）の議決について」、以上 2 議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本日午前 10 時 20 分より、市長、副市長、水道部長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました 2 議案につきましては、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

なお、議案第 44 号「平成 27 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決について」につきましては、去る 7 月 29 日開催の第 3 回臨時会において上程され、否決された議案と同様の内容でございますが、今回、委員からの、仮に 1 審で敗訴となった場合、また、その中で一部敗訴となった場合の責任を問う声に対し、岩田市長からは、その場合においては政治的責任をとる、進退をかける旨の明確な意思が示されましたことを御報告させていただきます。

次に、議案第 45 号「平成 27 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 1 号）の議決について」につきましては、国家賠償法に基づき損害賠償請求事件の訴状が

市内個人より新たに提出されたことに伴う弁護士費用 232万7,000円の計上が主なものでございます。このことにつきましても、議案第44号の場合と同様、敗訴した場合の市長としての責任についても明確に示されましたので、あわせて御報告させていただくとともに、委員からは、いずれの案件についても、裁判に至るまでに当人と誠意を持って話し合いをしていれば防げたのではないかとの意見がありましたので、このこともつけ加えさせていただき、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

11番、奥田尚佳議員。

〔11番（奥田尚佳議員）登壇〕

11番（奥田尚佳議員） 先ほど委員長報告をさせていただきましたけれども、前回はそうでもございましたけれども、委員長として、本来は委員の皆様の意見を酌んで、それに同意するという形が原則だと思いますけれども、私はやはり、この議案第44号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」と議案第45号「平成27年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」の2議案、両方ともについて、反対の立場で討論に参加させていただきますので、御理解いただきたいと思います。

まず、議案第44号でございますが、今回、8対3という形で委員会のほうは採決されましたが、やはり、前回、7月29日の反対討論で申し上げましたように、そもそもこの告訴自体が間違いであったと、森田水道さんに対する告訴自体が大いなる間違い、虚偽告訴であるというふうに私は確信している次第でございます。ですから、それに対する反論という形での訴訟でございますが、市長の判断ミスだと私は思いますが、それに対して、やはりその判断ミスに対して市の血税を使うというのは、いかがなものかというふうに思う次第でございます。

もともと、この前申し上げたように、告訴のときも弁護士を使っておりません。弁護士には相談したというふうに聞いておりますが、弁護士を使わずに告訴したらしいです。そして、今回も、森田水道さんは弁護士をつけずに、素直な形で訴訟を起こしております。ですので、市として告訴が正しいということであるならば、それに素直に反論すればいいわけで、弁護士を使う必要はさらさらないのではないかという気がしておる次第でございます。

実際、先ほど市長は、1審で負けたら、それも一部敗訴の場合でも進退をかけるという発言がございました。でも、森田水道さんは、頭を下げてくれたらそれでいいんだと、お金の問題では決してありませんと、示談金を要求するということは一切ありませんということでございます。

ですので、これまで私も執行部に対して何度か申し上げてきましたが、これまでも話し合いの余地はあったと思います。ですので、その話し合いにも何も応じずに、かたくなに、いこじになっているような気がしてなりません、市長は。そして、いこじになって、1審で負けたらやめるんだと、そこまで言う必要があるのかと、そこまで頑固になってこの裁判をやる必要があるのかという気がしてなりません。

森田さんは突然、慣例に従ってやってきたことに対して、逮捕されて、手錠もかけられ、〇〇〇に放り込まれたということでございます。そして、何日も何日も、厳しい厳しい事情聴取に応じて、家宅捜索もされたと。その心労を考えたら、本当に想像を絶するものがございます。本人にしてもそうです。家族の皆様の御苦勞等を考えたら、私は、森田水道さんに対して税金を使うということに対してはまだしも、それなら市民の方も理解してくれると思うんですけども、なぜ、弱い者いじめをしたような形の市に対して税金を使わないといけないのか。このことに対してやっぱり納得いかないということでありますので、私は反対させていただきたいと思います。

それともう一つ、これもこの前申し上げましたが、紀北町もこの前、裁判が終わり、2年ぐらい裁判をやっていました。廃棄物の収集運搬の許可の件の裁判です。これも、3回議会に上程したみたいですけども、否決されて、自分たちでやったということでございます。

ですので、そういう判例を見て、私は、市役所の課長さん以下皆さん、本当に優秀な人材ですので、そのぐらいの対応はできるんじゃないかというふうに確信している次第でございます。市が税金をつぎ込んで、たかが24万4,000



円といえども、私はつぎ込むということに対してどうしても理解できないということで、まず、この44号については反対させていただきたいと思います。

それから、議案第45号でございますけれども、今回この請求が、賠償金の請求額が3,200万を超えているということで、私も驚きを隠せません。ですので、裁判の中で市長は争うということで、事実を明らかにするんだという担当の話もございました。ですので、事実を明らかにしていただきたいということは、心から願う次第でございます。

しかし、この裁判費用232万7,000円、非常に大きな金額でございます。市が訴えられたんだから仕方ないじゃないかという、出すのは仕方ないだろうという意見もあると思います。

しかし、これまでの委員会審議を見てきても、これまで、西川さんと市長が話し合う余地はもっとあったんじゃないかという気がしてならないんです。そういう中で、血税である232万7,000円と非常に大きい、これも僕は、これは市長の判断ミスでもあるんじゃないかなという気がしてなりません。

こういう中で、やっぱり今、いろんな地区から、それからいろんな団体から、あれをしてほしい、これをしてほしいというような要望が、各学校もそうです、ある中で、いや、今、予算がないんです、財政が厳しいんですといいながら、できないことってたくさんあります。それを考えますと、この232万7,000円というのも非常に大きな金額でございます。ですので、私は、裁判の中で事実を明らかにしてほしい、これは願います。でも、それは、市として淡々と事実を述べて闘えばいい話でございまして、弁護士をつけないと負けるんだというようなことではないと思うんです。

私は、この森田水道さんの件でも同様ですけれども、やはりいろんな判例もございます。いろんなネットでの、インターネットでもいろんな情報が入ってきます、今の時代ですね。ですから、今の市役所の課長さんたちのレベルから考えたら、それは多少の負担はあると思います。でも、私は、市役所の職員の皆様なら十分対応できるというふうに確信している次第でございまして、この232万7,000円というのは非常に大きな金額であるというふうに思いまして、やはり、今、本当に汗水を垂らして必死になって皆さん、働いて、本当に血を吐くような思いをして働いて、それを税金として納めている方々もたくさんいらっしゃると思うんです。そういうことを考えた場合に、安易に、訴えられたから232万7,000円を市が出すということに対して、私はどうしても納得いかないというこ

とで、この４５号につきましても反対させていただきたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 奥田議員、ただいまの議案４４号の討論の中で、ブタ箱という表現がございましたが、これは不穏当な発言と判断をしますので、取り消してもよろしゅうございますか。

（「取り消してください」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 取り消します。

他にございませんか。

３番、中平隆夫議員。

〔３番（中平隆夫議員）登壇〕

３番（中平隆夫議員） 私は、議案第４５号「平成２７年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第１号）の議決について」、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

これは、私も否決させていただいた議案第４４号とは少し趣が違っていると思っております。

金額的にも３，２００万を超えるという多額の金額、それに対する奥田議員のほうから、２３２万７，０００円という弁護士費用、これにつきましてはおっしゃられるとおりで、確かに市民の血税、市民の皆さんのお金をこういったことに使うということに対しましては、非常にじくじたる思いというのはございます。

ただ、この事件の経緯というのを見ますと、これ、実際問題、本当のところというのが明らかにされていない。

といいますのは、これは昨年８月１１日ですか、このときに、暴行事件というものをきっかけにこういったやりとりが始まったわけですけれども、目撃者がいないという事実があります。そして、要するに、証言でしかこれは争えないような事案ではないのか。こういったときに、素人である市の職員がこれに対応して裁判を争う、これに関しては非常に、やはり物すごい負担になるのではないか。負けたときの傷も、これははっきり言えば大きいですね。

したがいまして、はっきり言いますが、じくじたる思い、先ほども言いましたように、この金額に関する思いというのは重々、私も納得のできないものはございますが、今回のこの事案に関しては、弁護士を立てて裁判する以外にはないのではないか。そういった気持ちを込めまして、この議案第４５号「平成２７年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第１号）の議決について」につきましても賛成させていただきます。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第5、議案第44号「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算(第3号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

(起立多数)

議長(村田幸隆議員) 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第44号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第6、議案第45号「平成27年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第1号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

(起立多数)

議長(村田幸隆議員) 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第45号は、原案のとおり可決をされました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長(岩田昭人君)登壇〕

市長(岩田昭人君) 議員の皆様、本日は慎重なる御審議を賜り、まことにありがとうございました。

本臨時会に提出いたしました「平成27年度尾鷲市一般会計補正予算(第3号)の議決について」及び「平成27年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第1号)の議決について」につきましては、原案どおり御承認賜りましたことに感謝申し上げます。また、審議の中でさまざまな御指摘、御意見等をいただきました点につきましては、今後、十分心してまいりたいと存じます。

簡単ではございますが、本臨時会の閉会の御挨拶とさせていただきます。あり

ありがとうございました。

議長（村田幸隆議員） これをもって平成27年第5回臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午後 0時19分〕